

地方公務員災害補償制度の概要

1 地方公務員災害補償制度の意義

【目的】

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること。

【特徴】

①使用者の無過失責任主義

公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生します。民法上の損害賠償が原則として過失主義をとっていることとこの点において異なります。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論じることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なっています。

②被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度

災害補償制度は、一部に年金制が採り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業をも行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度であって、賠償責任保険的な性格とは異なった制度となっています。

2 災害補償制度の適用関係

地方公務員の公務災害又は通勤災害に対する補償は、常勤職員（注）（以下「職員」という。）については、法の規定により地方公務員災害補償基金がその実施に当たります。

非常勤職員については、法に基づく条例、労働者災害補償保険法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の法令により、地方公共団体等が補償を実施する仕組みとなっています。

（注）「常勤職員」には、常時勤務に服することを要する職員のほか、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、及び常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日（昭和63年4月1日前の期間については22日、昭和63年4月1日以後平成4年5月1日前の期間については20日）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの（以下「常勤的非常勤」という。）を含む。

地方公務員の災害補償制度の適用範囲と実施機関

常勤・非常勤の別	職種		適用法令	補償実施機関
	一般職	特別職		
常勤職員	全職員		地方公務員災害補償法	地方公務員 災害補償基金
非常勤職員	再任用短時間勤務職員	——		
	常勤的非常勤職員			
	臨時職員等	議員、行政委員会の委員、地方公共団体の付属機関の委員、統計調査員等	地方公務員災害補償法に基づく条例	地方公共団体
	他の法令の適用を受けない者			
	臨時職員等	〔水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者〕	労働者災害補償保険法	国（厚生労働省所管）
	船員		——	地方公務員災害補償法に基づく条例
	——	消防団員 水防団員	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	地方公共団体
	——	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	

3 災害が発生したら

まず、医療機関へ

所属長に連絡するとともに、できるだけその日のうちに医療機関へ行き、必要な治療を受け、診断書を1通取ってください。

その際、公務災害（通勤災害）の手続きをとる予定であることを告げ、支払方法は、医療機関の指示に従ってください。（できる限り共済組合員証は使用しないこと）

次に、認定請求の手続きを

所属の担当者に災害発生状況を説明し、速やかに公務災害（通勤災害）認定請求書を作成し、診断書、現認証明書、その他必要な書類を添付して、任命権者を經由して基金へ提出してください。

基金はその災害が公務上か公務外か、又は通勤災害に該当するか否かを決定し、通知します。

続いて、医療機関へ

公務災害又は通勤災害該当と認定されたら、その旨診療を受けた医療機関に連絡するとともに、療養補償請求書に必要な事項を記入してもらい、原則所属を經由して基金へ提出してください。

審査のうえ、療養費を支払います。

治療が終わったら

傷病が治ゆしたら「治ゆ報告書」を原則所属を經由して基金へ提出してください。

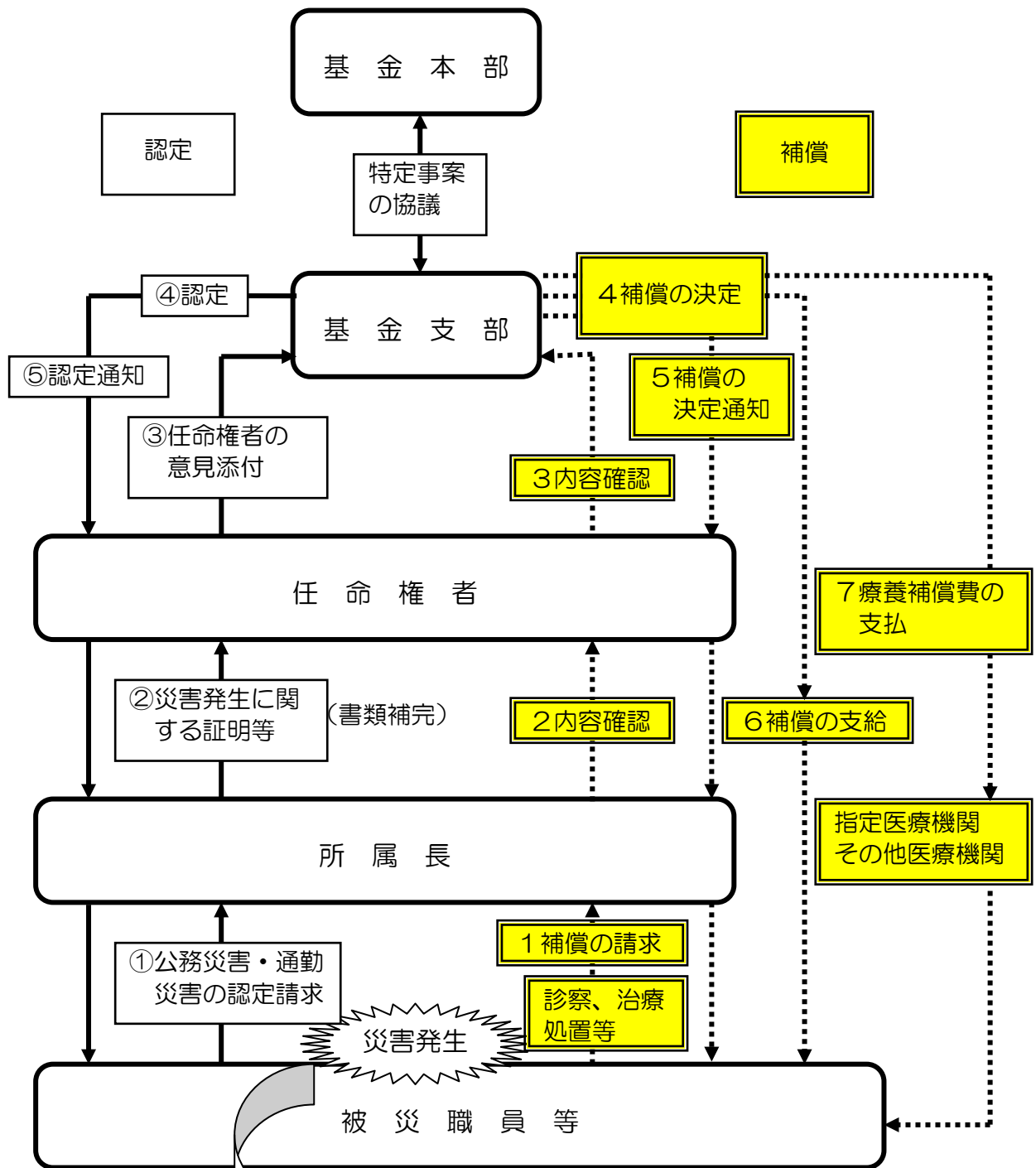
治ゆとは完全に治ゆした場合だけでなく、もはや医療効果を期待しえないという症状固定の場合も含まれます。その場合、残存する障害の程度により、障害補償が受けられます。

4 公務災害補償制度における任命権者（所属長）の役割

基金は、本来、任命権者が行うべき補償の実施をこれに代わって行うものとされていることから明らかなように、補償の実施に当たっては、任命権者（所属長）の協力が必要です。法令等は、次のような規定を置き、補償手続の各過程で任命権者の積極的な関与を求めています。これ以外にも任命権者は、被災職員の状況等を常に把握し適正な補償が受けられるよう職員を指導・援助することが必要です。

- 公務災害、通勤災害の認定に関して任命権者の意見を付すること。（法第45条第2項）
- 請求書の記載事項について所属長の証明を受けること。（地方公務員災害補償基金業務規程第7条第2項）
- 各種の請求書について任命権者を經由すること。（規則第30条第1項、第2項）
- 被災職員が補償請求その他の手続を行うに当たり、任命権者は指導・援助すること。（規則第49条第1項）

認定・補償の手続きの流れ



医療機関へ

公務（通勤）災害認定申請予定であることを告げ、治療費の支払い猶予について医療機関に相談してください。

- 治療費は、公務（通勤）災害認定後に、基金が負担します。
- 治療費は基金から直接医療機関に支払うことができます。（委任払い）
- 自分で支払った場合は、領収書を添付して基金に請求してください。